

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和4年5月31日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

- (1) 業務名 (仮称) とよたSDGs認証制度構築支援業務委託
- (2) 業務の概要 SDGsの達成、地域課題の解決及び持続可能な経営の実現に向けた優良な取組を実施している企業等を評価・認証する「(仮称)とよたSDGs認証制度」の構築を行うため、制度の設計及び運用手法の提案等を行う。
- (3) 履行期限 令和4年12月28日
- (4) 提案限度額 7,000,000円(消費税込み)

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 平成29年4月以降、官公庁(国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人)における下記いずれかの業務(1件当たりの税込金額150万円以上のものに限る。以下「同種業務」という。)の履行実績を有する者であること。

- ・SDGs認証制度の構築支援業務
- ・SDGs認証制度の構築に向けた調査検討業務
- ・SDGs認証制度の運用業務
- ・SDGs推進に関する計画策定又は制度構築業務
- ・SDGs推進に関する調査検討業務(計画策定又は制度構築に向けたもの)

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和4年5月31日から令和4年6月13日まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所企画政策部未来都市推進課SDGs推進担当(南庁舎4階)又は

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和4年6月13日(月) 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所企画政策部未来都市推進課SDGs推進担当(南庁舎4階)
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (4) 添付資料 参加資格要件(7)が確認できる書類(契約書、仕様書などの写し)

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和4年6月14日(火)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。
- (3) その他 参加資格を満たした事業者に対し、令和3年度に実施した「とよたSDGs認証制度検討業務委託」の報告書を提供する。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和4年6月13日(月) 午後5時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回答 6月21日までに未来都市推進課ホームページ(又は参加者にメール)にて行う。

7 提案書等の提出書類

提案書等(A4規格片面10枚以内((3)及び(4)を除く。))に次の内容を記載し、紙媒体及び電子媒体で提出すること。提出部数は、紙媒体で正本1部と副本8部、電子媒体で正副各1部とする。なお、様式は自由とし、両面印刷は可とする。

ただし、副本については表紙や目次のほか、本文中にも社名及び社名を連想させるロゴ等を記載しないこと。

(1) 業務実績及び業務体制

ア 事業者の業務実績

会社概要、本業務を担当する営業所・部署及び同種業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間及び業務の概要)。なお、実績については平成29年度以降に実施した業務とし、現在履行中の業務は対象外とする。

イ 業務担当責任者の業務実績

業務担当責任者の資格、経歴、同種業務実績及び現在の手持ち業務。なお、実績については平成29年度以降に実施した業務とする。

ウ 主任担当者の業務実績

主任担当者の資格、経歴、同種業務実績及び現在の手持ち業務。なお、実績については平成29年度以降に実施した業務とする。

エ 業務体制

業務実施体制を示すもの。

業務を実施する人員(業務担当責任者及び主任担当者を除く)及びバックアップ人員の資格、経歴、同種業務実績及び現在の手持ち業務。なお、実績については平成29年度以降に実施した業務とする。

(2) 業務実施方針の提案

提案者の保有する情報、公開されている資料等を活用し、別紙「(仮称)とよたSDGs認

証制度構築支援業務委託「仕様書」に記載の業務内容のうち、次に掲げる項目について、業務実施方針（提案の方向性及び検討作業実施計画）を記載すること。

- ア 認証制度の全体設計及び認証指標の設計
- イ 認証取得者に対して示されるべきインセンティブの提案
- ウ 運用手法の検討、普及展開手法の検討及びその他認証制度構築にあたり必要な事項

(3) 工程計画

- ア 全体スケジュール

(4) その他提出書類（紙媒体及び電子媒体で各1部）

- ア 見積金額、積算内訳
- イ 同種業務実績の内容を証明する契約書及び仕様書等の写し

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和4年6月28日（火） 午後5時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所企画政策部未来都市推進課SDGs推進担当（南庁舎4階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 7月5日（火）午後1時～5時のうち指定する25分間（時間は対象者に後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 西81会議室（西庁舎8階）
- (3) 備考
 - ア 提出された提案書等に基づき1者25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。説明は提出資料のみとし、追加資料の持ち込みは認めない。
 - イ 出席者は3名以内とし、業務担当責任者からの説明とする。
 - ウ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - エ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
 - オ 新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリング方法を変更する可能性がある。その場合はZOOMを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

- (1) 下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
 - ア 業務経歴
 - (ア) 事業者の業務実績（12点）
 - (イ) 業務担当者の業務実績（12点）
 - (ウ) 主任担当者の業務実績（12点）
 - イ 業務実施計画等
 - (ア) 業務実施体制（8点）
 - (イ) 業務実施方針（48点）

(ウ) 工程計画 (4点)

(エ) 取組意欲 (4点)

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

(2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

(4) 選考は以下の6名の委員により行う。

委員長 企画政策部 副部長 加藤 昭男

委員 学識経験者 浜田 敦也 (中京大学講師)

愛知県政策企画局企画調整部企画課 担当課長 近藤 博

産業部産業労働課 課長 川合 晃司

産業部商業観光課 課長 成瀬 剛史

企画政策部未来都市推進課 課長 清水 智哉

1.1 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果通知 (予定) 日 令和4年7月20日 (水)

(2) 契約 (予定) 日 令和4年7月27日 (水)

プロポーザルにより特定された者には、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。

1.2 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本実施要領に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者、その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない (本市から指示があった場合を除く。)

(4) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例 (平成10年条例第34号) の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 契約の締結 本プロポーザルにより特定された業者を見積徴取の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

(6) 選考結果通知後の辞退は認めない。

【問合せ先 (提出先)】

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

豊田市企画政策部未来都市推進課SDGs推進担当 (南庁舎4階)

電話 0565-34-6982 (直通) FAX 0565-34-2192

E-mail: hybrid-city@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>